

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年9月5日(2013.9.5)

【公表番号】特表2013-500073(P2013-500073A)

【公表日】平成25年1月7日(2013.1.7)

【年通号数】公開・登録公報2013-001

【出願番号】特願2012-521806(P2012-521806)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/56 (2006.01)

A 6 1 M 5/14 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/56

A 6 1 M 5/14 Z

【手続補正書】

【提出日】平成25年7月19日(2013.7.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

骨の髓内管内に空洞を切削するための手術器具であつて、

近位端と、複数の可撓性切削アームと、遠位鼻区間とを有するシャフトを備え、

前記可撓性の切削アームが、形状記憶材料で形成され、前記シャフトおよび前記遠位鼻区間の有効な外径よりも大きい緩められた有効な外径を画成し、前記可撓性の切削アームが、前記シャフトおよび遠位鼻区間の前記有効な外径とほぼ等しいまたはそれより小さい圧縮された有効な外径まで径方向に圧縮可能である、器具。

【請求項2】

前記遠位鼻区間が、ドリル先端を備える、請求項1に記載の器具。

【請求項3】

前記形状記憶材料が、形状記憶合金である、請求項1又は請求項2に記載の器具。

【請求項4】

前記可撓性の切削アームが、幅、厚さを有し、約5:1から約2:1の範囲の幅対厚さの比を特徴とする、請求項1から3のいずれか一項に記載の器具。

【請求項5】

前記可撓性の切削アームが、海綿骨を切削するように構成され、実質的に皮質骨を切削しないように構成される、請求項1から4のいずれか一項に記載の器具。

【請求項6】

前記切削アームが前記圧縮された有効な外径から前記緩められた有効な外径へと解放されるときに、前記切削アームによってかけられる拡張力が、約1.01bfから約8.01bfの範囲である、請求項1から5のいずれか一項に記載の器具。

【請求項7】

それぞれの可撓性切削アームが、螺旋状である、請求項1から6のいずれか一項に記載の器具。

【請求項8】

それぞれの可撓性切削アームが、螺旋状であり、前記器具の長手軸から約-60°から約60°の角度で回転する、請求項7に記載の器具。

【請求項 9】

前記可撓性の切削アームが、左ねじりの螺旋状である、請求項7又は請求項8に記載の器具。

【請求項 10】

前記シャフトが、生体適合性ポリマー、鋼線、および撓線のうちの少なくとも1つを備える、請求項1に記載の器具。

【請求項 11】

前記シャフトの遠位端が、複数の可撓性の螺旋状切削アームに結合され、前記複数の可撓性螺旋状切削アームが、前記シャフトを前記遠位鼻区間に結合させる、請求項1から10のいずれか一項に記載の器具。